

神戸 2025 ビジョン策定に向けたワーキンググループ開催要綱

令和 2 年 6 月 11 日

企画調整局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸 2025 ビジョンを策定するにあたり、専門的かつ幅広い見地、着想から、計画の全体構成に資する積極的なアイデアの案出を求めることを目的として、神戸 2025 ビジョン策定に向けたワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 ワーキンググループに参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10 名以内とする。

3 その他、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として参加させることができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(ワーキンググループの公開)

第 4 条 ワーキンググループは、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、企画調整局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) ワーキンググループを公開することにより公正かつ円滑なワーキンググループの進行が著しく損なわれると認められる場合

2 ワーキンググループの傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの開催に必要な事項は、政策調査担当課長が定める。

附 則（令和 2 年 6 月 11 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 11 日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。